

佐久市部活動地域移行の方針

令和 6 年 9 月
佐久市教育委員会

目 次

1	部活動地域移行の現状	・・・ P 2
	(1) スポーツ庁・文化庁の方向性	
	(2) 長野県の方向性	
	(3) 国・県の部活動地域移行の方向性	
2	佐久市の現状	・・・ P 3
	(1) 佐久市の現状	
	(2) 部活動の現状（市立中学校 7 校）	
	(3) 佐久市内教職員の勤務状況	
	(4) 部活動の地域移行に向けたアンケート調査結果	
3	佐久市部活動地域移行の基本方針	・・・ P 8
4	地域クラブの方針	・・・ P 9
	(1) 運営団体	
	(2) 指導者	
	(3) 活動内容	
	(4) 管理責任	
	(5) 保護者負担	
	(6) 部会	
5	今後の進め方	・・・ P 1 4
	(柱Ⅰ) モデルケースの実施	
	(柱Ⅱ) 地域との連携による環境整備	
6	スケジュール	・・・ P 1 7
7	その他	・・・ P 1 8

1 部活動地域移行の現状

(1) スポーツ庁・文化庁の方向性

- 令和4年12月にスポーツ庁・文化庁は『学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（以下「国のガイドライン」という。）を策定し、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、「各地域の実情に合わせて、まずは休日における部活動の地域移行を推進し、可能な限り早期に持続可能な活動環境の実現を目指す」としている。

(2) 長野県の方向性

- 長野県では、令和6年3月に『長野県中学生期のスポーツ・文化芸術活動指針』及び『長野県地域クラブ活動推進ガイドライン』を策定。新たな地域クラブへの移行・地域連携推進の具体的方策を示した。
- 県としては令和8年度末を目途に、地域の実情に応じて休日の学校部活動を地域クラブ活動への移行完了を目指す、としている。

(3) 国・県の部活動地域移行の方向性

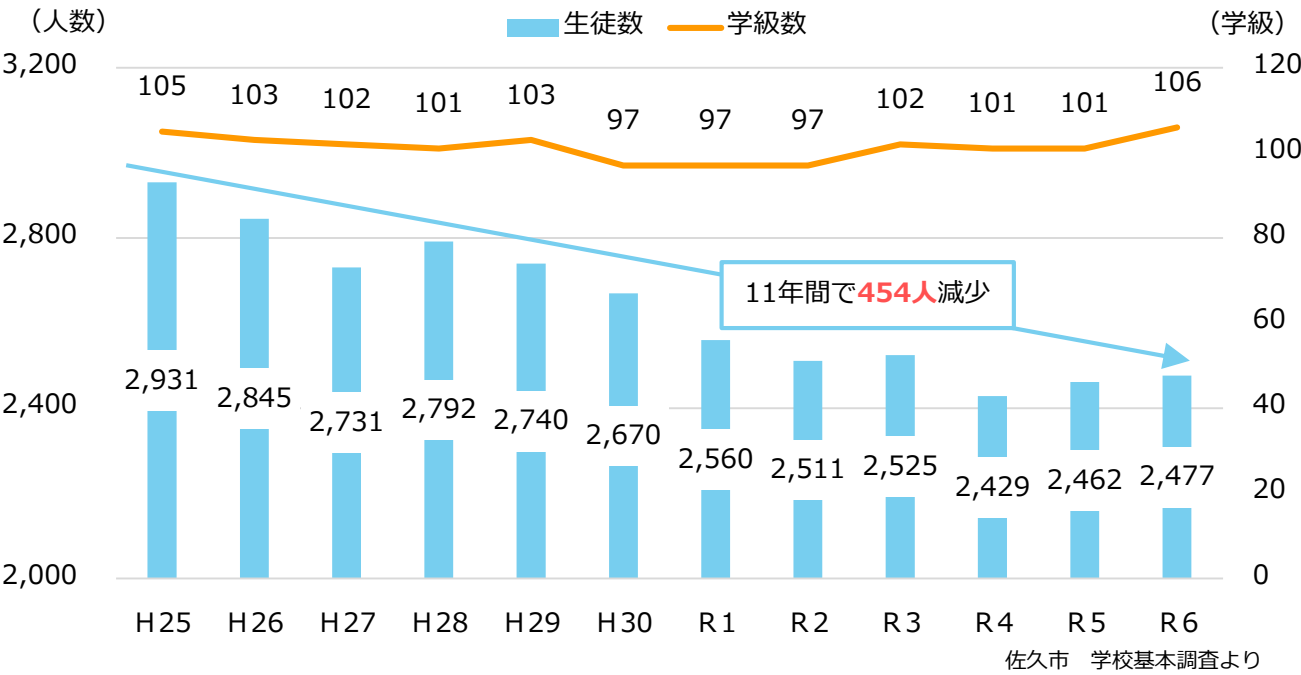
部活動の意義
●部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。 ●部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。
課 題
●少子化の進展により、生徒数と教員数が減少し、各学校における部活動の継続が困難になっていることで、部活動が廃止や縮小され、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会が大きく減少する恐れがある。 ●これまでの部活動は、教員による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、「学校の働き方改革」が進む中、休日を含め超過勤務の要因となっていること、指導経験のない教員にとって多大な負担となっていること等、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが一層難しくなっている。
目指す姿
●少子化の中でも、生涯にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会の確保。 ●「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。
改革の方向性
●休日の部活動から段階的に地域移行していく。平日の部活動はできるところから取り組む。 ●目標時期は、令和7年度末を目途（長野県においては令和8年度末）とする。 ●地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む。

2 佐久市の現状

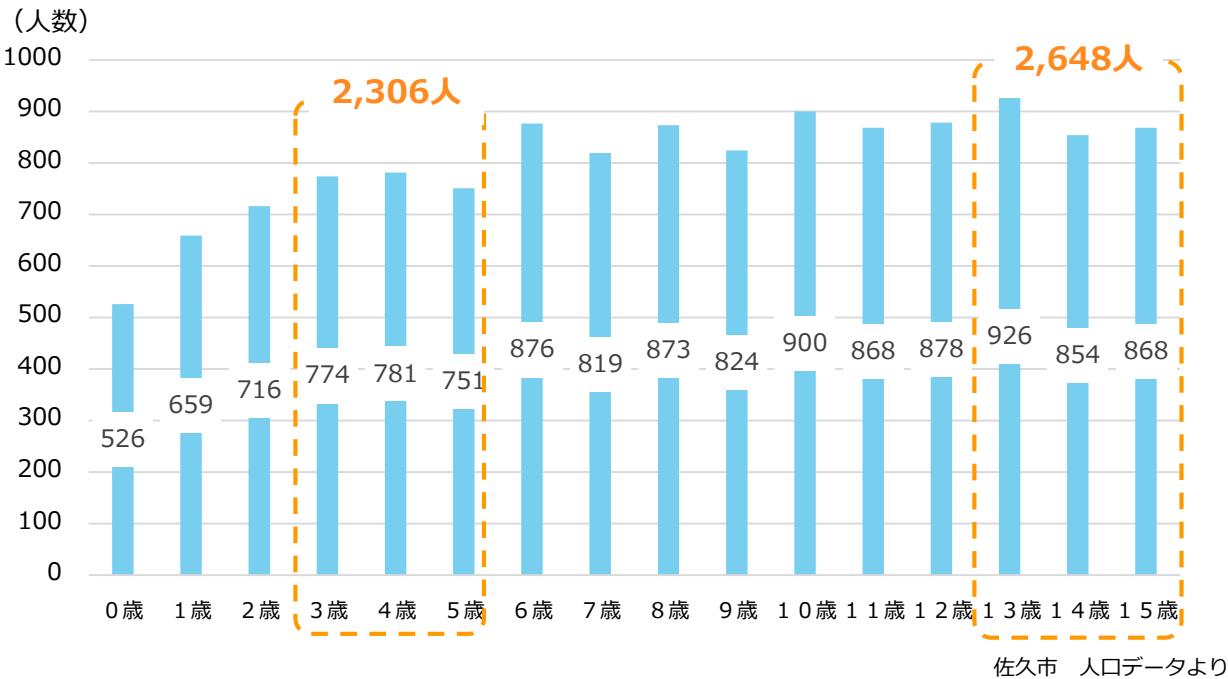
(1) 佐久市の現状

- 市内の中学校は公立中学校 7 校、私立中学校 1 校が設置されている。
(令和 6 年 4 月 1 日現在)
- 少子化の進展により、市立中学校の生徒数は令和 6 年度には、平成25年度に比べ454人減少。また、令和 6 年 4 月 1 日現在、13～15歳の人口に比べて 3～5 歳の人口は342人少なくなっており、10年後には少子化がより加速することが見込まれる。
- 生徒数が減った学校においては、サッカーや野球など多人数で行う種目の活動が難しくなっている。
また、生徒・学級数の減少に伴う教師の減少により、部活動の顧問が配置できなくなるなど、部活動の減少・活動低下を招いている。

【図 1】 佐久市立中学校（7 校）の生徒数・学級数の推移



【図 2】 佐久市の年齢別人口（令和 6 年 4 月 1 日現在）



(2) 部活動の現状 (市立中学校 7 校)

- 運動部活動には、1,339人、文化部活動には573人の生徒が所属している。
- 指導者については顧問だけでなく、「外部指導者」「部活動指導員」を活用している。

【図3】令和5年度の市立中学校における部活動の所属状況

運動部名		浅間中		野沢中		中込中		東中		臼田中		浅科中		望月中		合 計	
		外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活
陸上競技	男	32		13		8	1									53	
	女	20		15		6										41	1
水泳	男	9														9	
	女	4														4	
バレーボール	男	32	1			17								10	1	59	1
	女	31	1	28		24		18	1	14	1	14		12	3	141	5
バスケットボール	男	29		17	1	13		20	1	21	1	18		17	1	135	4
	女	13	1	15		17		12		15		9	1	7	1	88	3
サッカー	男	34		22		27	1	15	2	20		7				125	
	女	2				2										4	2
軟式野球	男	40		30		17		15		17		11				130	
	女		1	1		3	1	1	1	2		1				5	4
ソフトテニス	男	46		35		20		30	1	26						157	1
	女	38		20	1	29	1	24	1	1						111	3
卓球	男	31	1	20		20	1			13				16	1	100	3
	女	44	1	9	1	2	1			19				10	1	84	3
柔道	男	9		11												20	
	女			1	1											1	1
剣道	男	16		18								7		6		47	
	女	13		8								1	2	3	2	25	4
運動部系部員数	男	278		166		122		80		97		43		49		835	
	女	165		97		83		54		48		25		32		504	
計		443	6	263	2	205	3	134	6	145	3	68	3	81	9	1,339	32

全校生徒数	797	486	352	231	275	153	168	2,462
運動部活動加入割合	55.6%	54.1%	58.2%	58.0%	52.7%	44.4%	48.2%	54.4%

※参考 令和4年度 公立中学校における運動部活動の状況

全校生徒数	746	492	350	243	282	140	176	2,429
運動部活動加入割合	55.1%	53.8%	63.4%	65.8%	52.1%	51.4%	48.2%	56.0%

文化部名		浅間中		野沢中		中込中		東中		臼田中		浅科中		望月中		合 計	
		外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活	外部	部活
合唱	男	3														3	
	女	23		16												39	
吹奏楽	男	8				6				4		9		4	1	31	
	女	35	1	10		14		14	1	27	1	18		25	1	143	2
美術・工芸・陶芸	男	2		6		6		6		2						22	
	女	38		25		28		23		35						149	
コンピュータ・情報	男	38														38	
	女	4														4	
演劇	男	2		1												3	
	女	27		13												40	
家庭科 (調理・手芸)	男	2														2	
	女	39				30										69	
その他 (技術家庭)	男			8												8	
	女			22												22	
文化部系部員数	男	55		15		12		6		6		9		4		107	
	女	166		86		72		37		62		18		25		466	
計		221	1	101		84		43	1	68	1	27		29	1	573	2

全校生徒数	797	486	352	231	275	153	168	2,462
文化部活動加入割合	27.7%	20.8%	23.9%	18.6%	24.7%	17.6%	17.3%	23.3%

※参考 令和4年度 公立中学校における文化部活動の状況

全校生徒数	746	492	350	243	282	140	176	2,429
文化部活動加入割合	26.9%	23.4%	20.0%	18.5%	30.5%	20.0%	14.2%	23.5%

出 典：部員数、外部指導者数は「令和5年度 部活動調査」より
出 典：部活動指導員数は、学校教育課の令和5年度任用実績より
出 典：全校生徒数は、「令和5年度 学校基本調査」より

【図 4】 外部指導者と部活動指導員について

	外部指導者	部活動指導員
身 分	ボランティア	会計年度任用職員（国県市1/3負担）
役 割	顧問の教員の補助として指導、 校外の引率不可	顧問の教員に代わりに指導可能、 校外の引率可能
謝 礼	無償、有償は学校毎に異なる	有 償（1,288円/1時間：R6年度）
指導者研修	学校毎に異なる	必 須
令和 5 年度人数 （佐久市）	運動部 32人 文化部 2人	運動部 11人 文化部 3人

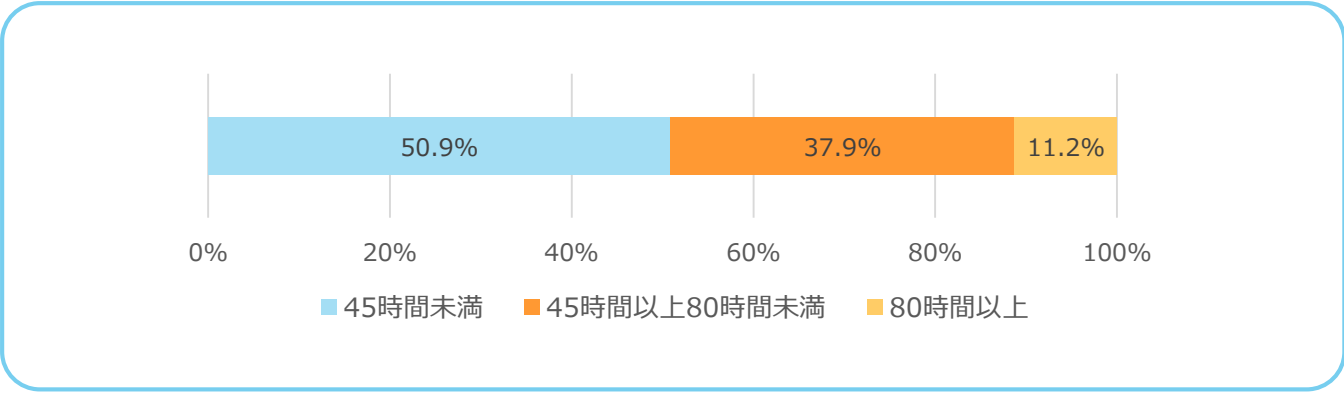
【図 5】 学校職員の特殊勤務手当
（長野県学校職員の給与に関する条例、学校職員の特殊勤務手当に関する規則抜粋）

週休日又は休日等において業務に従事した時間が3時間程度	2,700円/3時間
部活動における生徒に対する指導業務で泊を伴うもの（6時間程度）	5,100円

（3）佐久市内教職員の勤務状況

- 佐久市教育委員会の「令和 4 年度教職員の勤務時間調査」によると、市立中学校教職員の約半数が、1 か月あたり 4 5 時間以上の超過勤務をしている。
- 超過勤務は、部活動を始め様々な要因で常態化しており、教職員の負担削減が課題となっている。

【図 6】 佐久市立中学校の教職員の超過勤務状況（令和 4 年度）



(4) 部活動の地域移行に向けたアンケート調査結果

- 佐久市教育委員会では、令和6年1～2月に部活動の地域移行に関するアンケート調査（佐久市立中学校の運動・文化部活動の地域移行に向けたアンケート調査）を実施し、**75%の関係者より回答を得た**。（以下、「アンケート結果」という。）
- 主な結果は以下のとおり。

【図7】アンケート調査回答状況

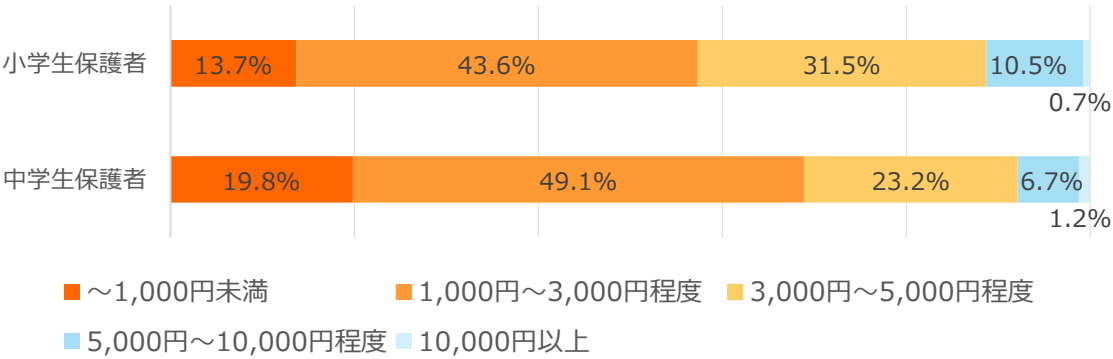
対象		対象数	回答数	回答率
児 童	小学5・6年生	1,690人	1,526人	90.3%
生 徒	中学1・2年生	1,657人	1,164人	70.2%
保護者	小学5・6年生	1,690人	1,237人	73.2%
	中学1・2年生	1,657人	1,106人	66.7%
教職員	中学校	194人	134人	69.1%
合計		6,888人	5,167人	75.0%



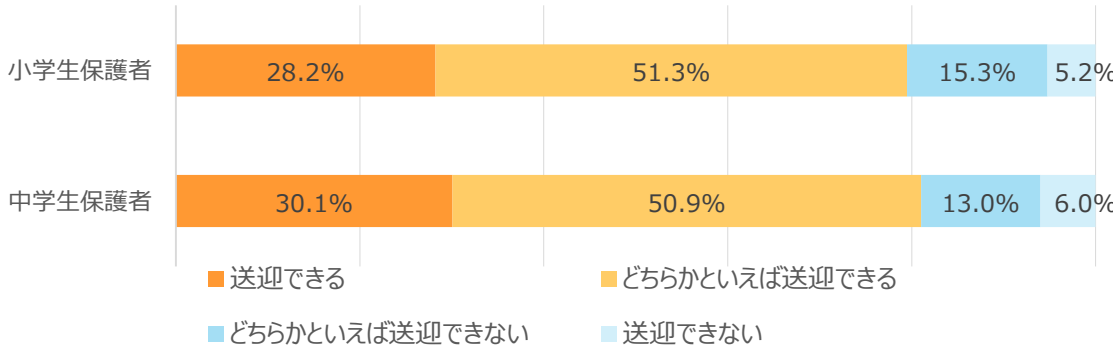
アンケート結果
掲載場所
QRコード

【図8】休日部活動の地域移行後に保護者が協力できる負担の範囲

許容できる月謝会費はいくらまでですか？

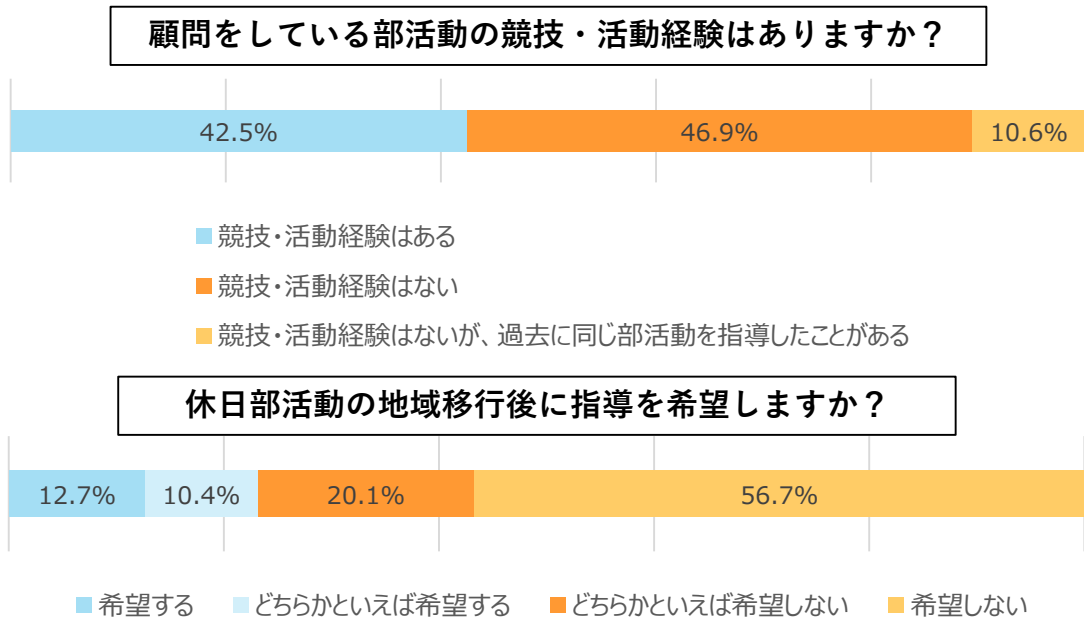


活動場所が片道30分程度の場合、送迎できますか？



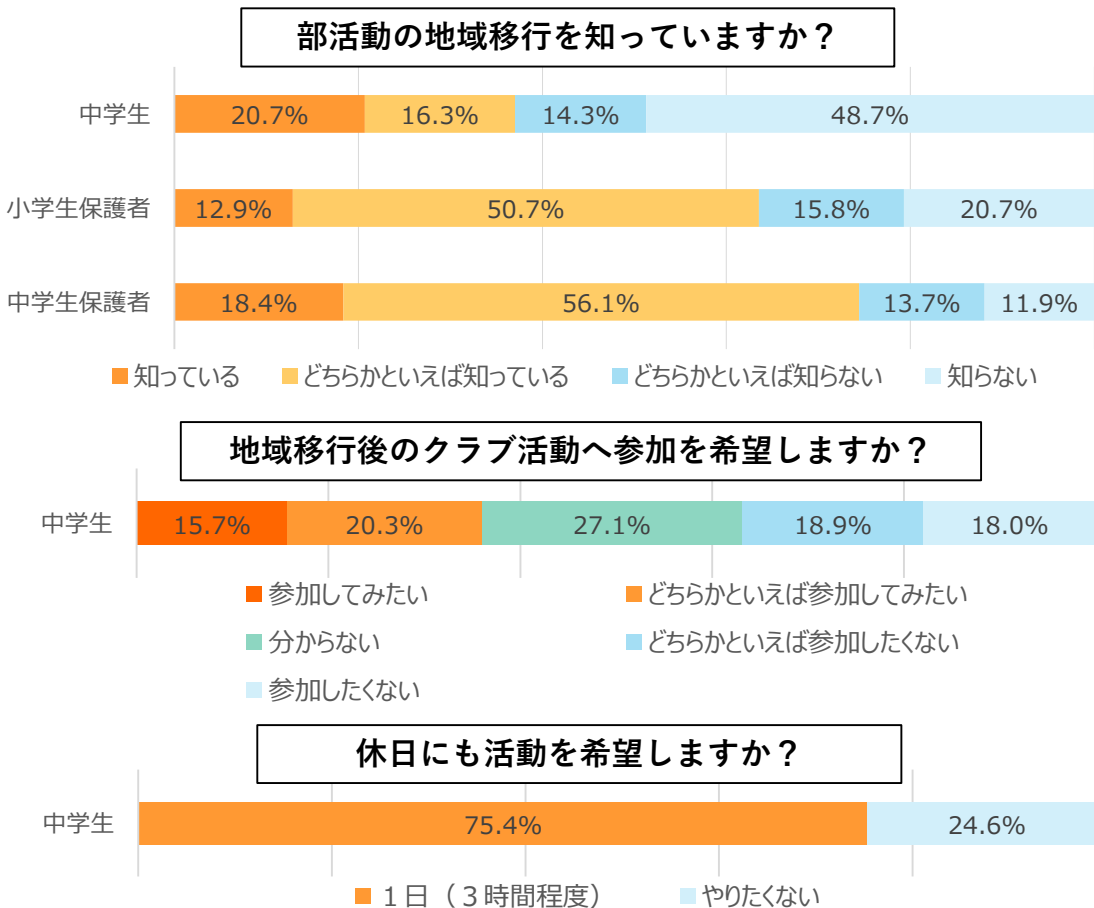
➤➤➤ 保護者負担については一定の理解を得られると想定されるが、競技・活動の実態に即した持続可能な体制を整備していくことが求められる。

【図 9】 教職員の部活動の地域移行後の指導希望



約 6 割の教職員が経験のない競技・活動を担当し、負担を感じている。
>>> 地域移行後はこれまで以上に指導者不足が懸念されるため、
希望に沿えるよう、人材バンクを活用し指導者を確保していく。

【図10】 部活動地域移行の認知状況、活動希望状況



>>> 子どもたちへの周知が不足しており、参加希望については「分からない」が約 3 割であるものの、休日の参加希望が多いので、今後は情報提供しながら参加しやすい体制整備が必要となる。

3 佐久市部活動地域移行の基本方針

●地域と共に学ぶ社会

佐久市教育大綱では「目指す市民像」を「生涯にわたり学び、互いに支え合い、輝き続ける市民」とし、これを受け「佐久市教育振興基本計画」では、基本目標の一つを「生涯にわたりともに学ぶ力の育成」とした。

●学校部活動の意義

中学生期の部活動は、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ習慣を身につけ、体力・運動能力の向上を図ることに加え、先行きが不透明で、将来展望が非常に困難な今の時代を生き抜くための「非認知能力※」の成長にも寄与する事が期待されている。

●学校における働き方改革

佐久市では教員の負担を減らすだけでなく、教員が子供たちと向き合う時間を確保し、学校全体の幸せ（「学校ウェルビーイング」）の実現を目指し、学校における働き方改革を進めている。

上記を踏まえ、佐久市においてこれまで学校部活動が担っていた役割・機能を、地域社会全体で支え、共に学び合う新たな「新たな地域クラブ活動※」体制へと移行・展開し、生徒が自分のやりたい活動に自分らしく取り組み、それを、学校関係者を含む、世代を超えたすべての市民が支え合い、輝き続けるスポーツ・文化芸術活動の環境整備を進める事とする。

そのための「方針」並びに「基本的な考え方」を以下のとおり定める。

※非認知能力・・・知能検査や学力検査では測定できない能力。具体的には、やる気、忍耐力、協調性、自制心など、人の心や社会性に関係する力。

※新たな地域クラブ活動・・・生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境を目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒が地域で行う活動
(R6.3長野県地域クラブ活動推進ガイドラインから抜粋)

方針

生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境づくり

すべての生徒が主体的に活動の選択をでき、より多くの地域の方々と、学びや育ちを支える体制を整備していくことで、生徒も、地域の方々も、多様な活動を通じて、ともにスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境づくりを目指す。

基本的な考え方

- ① **休日部活動から地域移行を目指していく**
(平日部活動については、休日部活動の状況を見ながら協議・検討)
- ② **競技・活動の特殊性や地域の実情に応じて、
できるところから地域クラブ活動へ移行を実施する**
- ③ **新設する佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）を活用し、
指導者の確保に力を入れる**

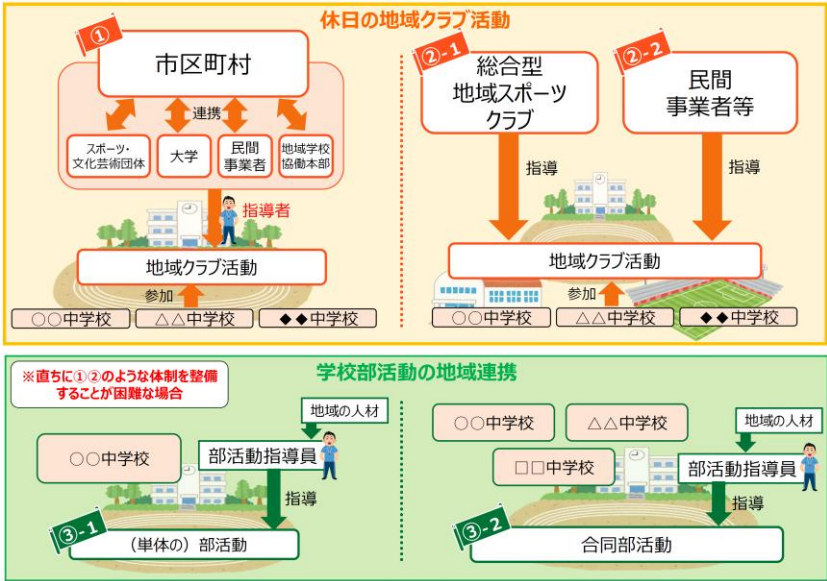
多種多様な活動について、それぞれの実情に応じた地域移行のあり方を協議・検討しながら進めていく。

4 地域クラブの方針

(1) 運営団体

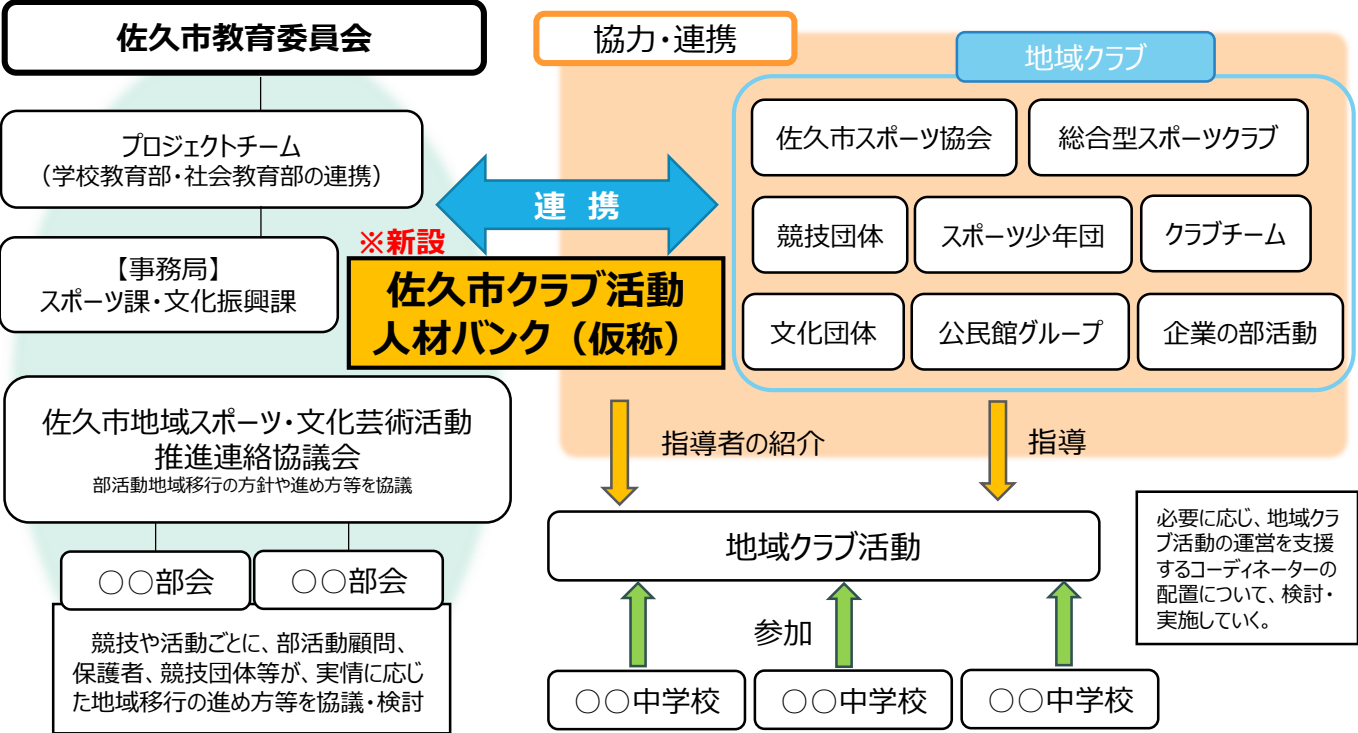
- 地域移行の受け皿となる地域クラブの運営団体・実施主体について、国のガイドラインでは、総合型市域スポーツクラブ、文化芸術団体、民間事業者や大学など、あらゆるケースを想定。
- 佐久市では、多様な主体が地域クラブ活動の運営団体となることを想定し、意欲ある団体のノウハウと創意工夫を最大限に活用しながら、多様な地域クラブ活動を展開する。

【図11】 国の示す運営団体のイメージ



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン（令和4年12月）より抜粋

【図12】 佐久市での実施体制イメージ



(2) 指導者

- 地域スポーツ団体等から指導者を派遣することを基本とし、現在顧問をしている教員が望む場合は、継続して指導ができる環境を整備する。

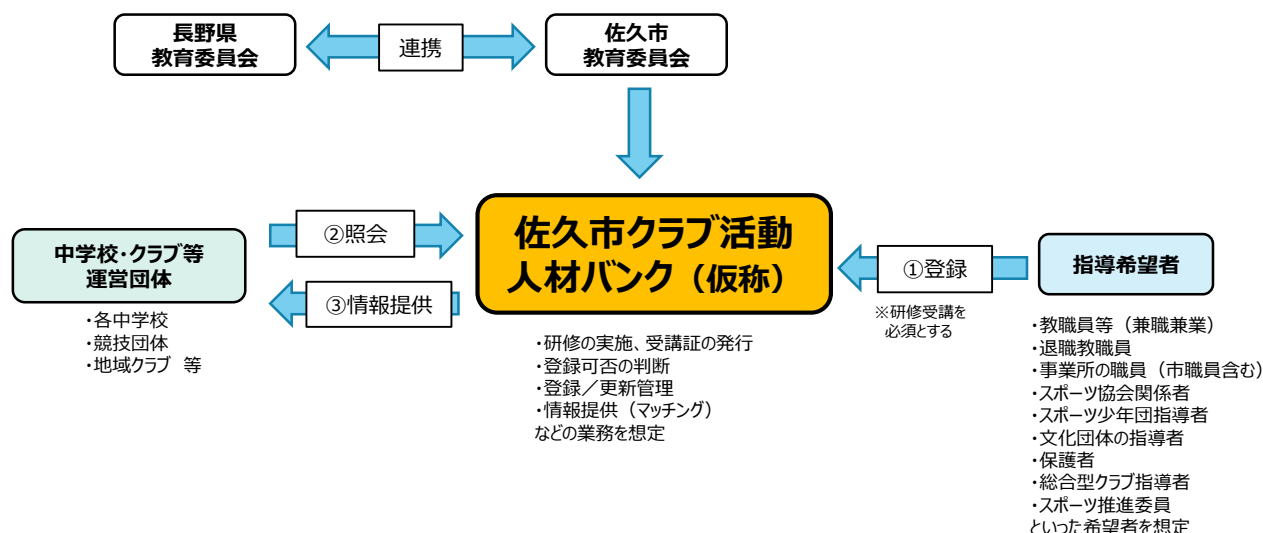
ア 指導者の確保

- 地域クラブは、専門性や資質・能力を有する指導者を確保し、適切な活動を実施する。そのため、県や市、競技団体、文化芸術団体、民間事業者等と連携し、指導者の確保や養成等を進める。

イ 人材バンク

- 佐久市では、指導者確保のため「佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）」の運用を行う。図13のように、部活動指導者の登録、中学校・地域クラブ等の運営団体とのマッチングを行い、指導者人材の拡大を図る。
- 長野県において充実を図る予定の人材バンクとも連携しながら、指導者確保に取り組む。

【図13】 佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）のイメージ



ウ 研修

- 地域クラブは、所属する指導者に対し指導者資格の取得を促すとともに、クラブ内において、指導技術だけでなく、生徒の安全・健康面への配慮や暴言・暴力、勝利至上主義、行き過ぎた指導やハラスメント等の行為根絶に努める。
- 人材バンク登録者に対しては、独自のコンプライアンス等研修を予定しており、登録後1回は受講していただくなど、地域クラブ指導者の資質向上に向けた体制を検討する。また、受講後には修了証の発行により、受講完了を証明予定。

エ 教師等の兼職兼業

- 地域クラブ活動での指導を希望する教師等は、教育委員会へ申請し兼職兼業が認められる場合には、報酬を受け取って指導することが可能。この場合、運営団体と雇用契約又は業務委託契約を結ぶことになり、活動中の事故等の責任は運営団体又は個人が負う。
- 教師等が新たに運営団体を立ち上げる場合は兼職兼業の手続が必要となる。
- 市教育委員会では、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」（文部科学省：令和5年2月策定）等を参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適正かつ円滑に兼職兼業の許可が得られるよう努めるとともに、人材バンク登録への周知を積極的に行うこととする。

地方公務員である公立学校の教師等は、

- ・当該教師等が希望する場合であって、
- ・地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、
- ・サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合、

**兼職兼業を行うことが可能
となる**

※時間外労働と休日労働の合計時間が単月100時間未満、複数月平均80時間以内とならないことが見込まれる場合には許可を出さないことが適当。

※教師が希望しないにもかかわらず、その業務に従事させることは決してあってはならない。

【図14】 兼職兼業許可のプロセス

④本務への支障の有無や報酬額などの確認

服務監督教育委員会
人事主管課

⑤兼職兼業の許可

③希望する教師等の兼職兼業の
許可の申請
(各服務監督教育委員会の所定様式)

⑥依頼状、許可の
内容等に基づく契約

地域クラブ

教師等

学校管理職（校長）

⑦地域クラブ活動における
指導等の依頼状

①兼職兼業の申請書の提出
(各服務監督教育委員会の
所定様式)

②本務への支障の有無などの確認・了承
(勤務日時や従事時間、健康管理等の観点)

公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（文部科学省：令和5年2月）より抜粋

オ 企業・事業所等に勤務の方

- 地域クラブ活動での指導を希望する企業・事業所等にお勤めの方は、勤務先の就業規則のほか、時間外労働時間の上限（労働基準法第36条）などの範囲内での活動に留意する必要がある。

(3) 活動内容

- 現に部活動で実施されている競技・活動や実施方法に限らず、多様な種目・分野の活動が想定される。競技・大会志向で特定の種目・分野に継続的に専念する活動だけでなく、生徒の自主的・自発的な活動を尊重し、他の世代向けの活動に生徒が参加するなどの交流が積極的に行われる体制を目指す。また、競技・活動の状況によっては、合同部活動を行いながら、地域クラブ活動への移行を進めることも選択肢の一つとして考えられる。

ア 活動場所

- 地域クラブ活動の促進と保護者負担の軽減のため、**無償で学校施設を継続して使用する。**
- スポーツ施設と文化施設については、中学生を対象とした団体の利用の場合は、利用料金を一定程度減額や免除することを検討する。

イ 活動時間

- 「佐久市内小・中学校における部活動等の基本方針」（令和元年7月23日改訂）に準拠して、土日は**長くとも3時間程度**の活動とし、どちらか1日は休養日とする。

ウ 大会・コンクール

- 中学校体育連盟を含む各種団体が主催する大会・コンクールへの参加は、**地域クラブが**大会要領などにより判断する。

エ 希望に応じて選択できる環境

- スポーツに触れるきっかけづくり、楽しむことを目的とした「体験型クラブ」や専門性を高めたい生徒がレベルアップを目的とした「競技力向上クラブ」など、多様なニーズに応えられるよう随時検討を行う。

(4) 管理責任

- 地域クラブ活動は、学校の管理運営下での活動ではなくなることから、活動中の生徒同士のトラブルや事故等は、地域クラブの管理責任において対応することとなる。

ア 保険加入

- 地域クラブは、指導者や参加者等に対してケガや事故等を補償する保険への加入を義務付けるなど、管理体制の整備を行う。
また、保険加入について、保険料は保護者負担を基本とする。
- 保険加入にあたっては、部活動で加入している保険の補償内容と同程度以上のものが望ましい。

イ 相談窓口の検討

- 佐久市では、地域クラブ活動における指導者の暴力等に関して、公平・適正に対処するための相談窓口を設置する。

(5) 保護者負担

- 地域クラブは、将来にわたって持続可能な活動を実施するため、参加者による費用負担（受益者負担）を原則とした自立的な運営を行う。

ア 月謝会費

- 参加者による費用負担を原則とし、可能な限り参加しやすい金額設定に努めること。
- 経済的に困窮する家庭の生徒の新たな地域クラブ活動への参加費用に関し、就学援助費を活用した支援など、あり方を検討する。

イ 送迎

- 地域移行後は、通学する学校以外が会場となる場合があるが、現在の部活動と同様に、費用、送迎に係る負担については最小限となるよう促しつつ、**保護者の送迎**を基本とする。

(6) 部会

- 各スポーツ・文化芸術活動については、規模・使用施設・体制等の状況が異なり、一様に地域移行の検討や整備を進めることができない。そのため、**各部会を設けて個別に部活動の地域移行について検討を行い、情報の共有を図る。**

【部会の役割】

- ア 地域移行に必要な事項の情報共有等及び検討
- イ 休日部活動の運営に向けた準備
- ウ 指導者となり得る人材の確保



各競技等の部活動の地域移行の運営体制の整備を目的とする

【構成メンバー（案）：運動部】

- (1) 市立中学校の顧問
- (2) スポーツ団体の指導者
- (3) 保護者
- (4) 生徒（状況に応じて）

【構成メンバー（案）：文化部】

- (1) 市立中学校の顧問
- (2) 文化団体の指導者
- (3) 保護者
- (4) 生徒（状況に応じて）

5 今後の進め方

- 佐久市の部活動の地域移行については、以下の **2つの柱** を中心に推進していく。

柱Ⅰ モデルケースの実施

- まずは、先行して地域移行に取り組んでいる **「剣道」等** について、モデルケースとして地域移行の検討を進めていく。
- このモデルケースにおいて見えてきた課題や成果を関係者へフィードバックして情報共有を図る。
- 地域移行の状況を参考としながら学校、地域スポーツ・文化団体、保護者、行政が連携して地域クラブの具体的な協議・検討を進めていく。

柱Ⅱ 地域との連携による環境整備

- アンケート結果より、部活動地域移行後の指導について、教職員の約8割は指導希望しないという結果となった。また、約6割は未経験の活動を指導しており、加えて休日を含め長時間の従事をしていることから身体的・心理的負担を感じている。
- 持続可能な運営体制を構築するため、**佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）を活用して** 地域の指導者を学校・企業・地域から確保、また研修等により指導者の質の確保にも努める。
- 国のガイドラインにあるように、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」意識の下で、地域移行を進めていく必要がある。
- 各種スポーツ団体、文化団体、各学校のコミュニティスクール※などを含む地域との連携・協力体制を築き、**地域全体で子どもがスポーツ・文化芸術に親しめる環境を整備** する。

※コミュニティスクール・・・これまで地域と学校が連携して築き上げてきた子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が①学校運営参画、②学校支援、③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み（佐久市教育振興基本計画より）

柱Ⅰ モデルケースの実施

●剣道のモデルケース

(1) 現状

○令和5年12月現在、4校の市立中学校に剣道部が設置されている。

中学校	部員数			部活動 指導員	外部 指導者	顧問の 競技経験
	男子	女子	合計			
浅間	12	11	23			あり
野沢	12	4	16			あり
浅科	5	1	6		2	なし
望月	2	0	2	1	2	なし
合計	31	16	47	1	4	

○浅間中学校以外は、来年の新入部員数によっては団体戦出場が困難。

○中込、東、臼田中学校については部活動がないが、中学校進学後も継続して活動を希望する生徒がいる。

○学校で団体が組めない場合は、合同で大会に参加することを予定。

(2) 想定する体制等

運営・実施主体	佐久地区剣道連盟
指導者	地域の指導者（佐久地区剣道連盟に所属する者）、兼職兼業の教員
コース	上級・中級・初級の各コースを設け、生徒が希望するコースを選択
指導体制	各コース、原則指導者2名で指導
参加者	地域の生徒（他の世代と一緒に参加する場合を含む）
日程	土日のいずれか3時間程度
場所	学校体育施設、社会体育施設（1か所で市内全体の生徒と一緒に活動）
費用	参加者が負担（謝金、保険、移動費等）、保険は指導者も各自負担

(3) 推進状況

○佐久地区剣道連盟が行っていた活動の間口を広げ、部活動の地域移行の場としていく方向で検討を続けている。

○現在は、佐久地区剣道連盟—中学校部活動支援体制委員会を設置し、活動場所、活動日時や、指導体制等について協議・検討をしている。

こうしたモデルケースを参考に、地域クラブ活動の運営について
部会ごとに協議・検討し、地域移行を推進する

柱Ⅱ 地域との連携による環境整備

(1) 現状及び課題

- ア 指導経験のない教職員が部活動指導にあたる場合があり、生徒・教員双方によって望ましい体制となっていない。
- イ 「部活動指導員」制度や「外部指導者」を活用しているが、**学校が直接地域に人材確保を依頼しているため、指導者探しに限界がある状況**となっている（令和5年度：部活動指導員14名、外部指導者34名）。
- ウ 地域にどれだけの指導者候補がいるのか把握できていない。

(2) 方向性

- ア **休日の市立中学校の運動・文化部活動を指導**していただける人材を発掘、養成する。
- イ 部活動に指導者として関わることに関心はあるが、普段仕事をしており、時間的に難しい、会社の理解が必要などの理由により、携わることができていない**眠っている人材を発掘し、指導者の量を確保する**。
- ウ 佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）を活用し、教職員等（退職教職員含む）、事業所の職員、スポーツ協会関係者、スポーツ少年団指導者、文化団体の指導者、スポーツ推進委員、コミュニティスクール関係者といった方に指導者になっていただく。

(3) 環境づくり（企業・事業所との連携の例）

- ア 事業所に勤めている人材が、積極的に部活動に関わりやすい環境を整備することで「指導者の量」を確保する（イメージ：佐久市消防団応援事業制度）。また、人材以外にも**物資（ボールや飲料水など）や場所（合同練習や遠征・大会の時の駐車場など）の提供による応援**についても検討する。
- イ 登録していただいた企業・事業所に対して、佐久市教育委員会が「**佐久市部活動応援団（仮称）**」として**認定**し、認定証を交付。市の広報誌やホームページで企業・事業所を紹介し、広く周知をする。
また、本事業のPRリーフレットを作成し、周知を図る。
- ウ 事業所のメリットとして、企業・事業所の社会的責任への取り組みとして、**従業員のモチベーション向上、社会評価向上**などの効果が期待できる。

▶ こうした取組を地域一体となって検討・実施していくことで、
地域全体で子どものスポーツ・文化芸術に親しめる環境を整備をする

6 スケジュール

- 令和6年度以降の佐久市におけるスケジュールについて、下記の通り示す。
各取り組みについては実際の進捗状況に応じて、可能な限り早期の実現を図っていく。

令和6年度【休日移行準備期】

- 方針策定
- モデルケースの休日部活動の地域移行実施
- 部会の組織、検討
- 佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）の創設・募集・運用、指導者研修
- コーディネーターの活用の検討
- 関係者との対話
- 各種支援策の検討
- 施設利用の使用料検討

令和7年度【休日移行推進期】

- 地域移行の競技・活動の拡大
- 佐久市クラブ活動人材バンク（仮称）の拡充
- モデルケースの検証・課題整理
- 休日部活動の地域移行推進

令和8年度【休日移行点検期】

- 地域移行状況の見直し

7 その他

(1) 組織体制（協議会）

- 佐久市では、令和5年度に「佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会」を立ち上げ、競技団体をはじめ文化芸術活動を含む各関係者との協議を重ねている。
- 今後も、地域移行が完了するまで定期的に協議を継続する。

※令和6年7月23日から、協議会の名称が
「佐久市地域スポーツ・文化芸術活動推進連絡協議会」に変更となった

【委員名簿】

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	原 拓男	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理者）
副会長	伊坂 倉一	（特非）佐久市スポーツ協会 会長
委員	宮島 卓朗	佐久市立浅間中学校 校長
	塚田 直道	佐久市立野沢中学校 校長
	北垣内 博	佐久市立中込中学校 校長
	芝野 崇	佐久市立東中学校 校長
	小林 新治（～R6.3） 堀籠 英和（R6.4～）	佐久市立臼田中学校 校長
	佐藤 元昭	佐久市立浅科中学校 校長
	山中 美佳（～R6.3） 飯島 廣樹（R6.4～）	佐久市立望月中学校 校長
	大塚 寛美	佐久市スポーツ推進委員 会長
	篠原 一郎	（特非）もちづき総合型クラブ 理事長
	荻原 和章	（特非）もちづき総合型クラブ（学校運動部活動指導士）
	土屋 岳	岸野スポーツクラブ 会長
	原 暁生	佐久平バレーボール協会 総務委員長
	澤尾 光弘（～R6.3）	佐久バスケットボール協会 理事長
	平林 照義（R6.4～）	佐久バスケットボール協会 副会長
	沼田 浩人	佐久サッカー協会 （（特非）佐久市スポーツ協会 サッカー部 部長）
	塩川 元弘（～R6.3）	佐久地区剣道連盟 会長
	小金澤 茂喜（R6.4～）	佐久地区剣道連盟 副会長
	小林 英明	佐久レーレルコール 事務局長
	荻原 周子	合唱指導者、 元佐久市教育委員会教育委員
	柿沼 宏直（～R6.3）	東信教育事務所 生涯学習課
	由井 正史（R6.4～）	長野県観光スポーツ部スポーツ振興課 現地駐在スポーツ指導主事（東信教育事務所内）
	出口 哲朗（R6.8～）	長野県教育委員会事務局保健厚生課 教育主幹兼学校体育係長

【開催経過】

	開催日	主な協議内容
1	令和5年 5月31日	地域移行の状況確認
2	令和5年12月20日	アンケート項目の確認、モデルケースの実施状況
3	令和6年 3月 6日	アンケート結果の検討、スケジュールの確認
4	令和6年 6月 3日	方針案の確認
5	令和6年 8月23日	意見募集後の方針、部会の発足

(2) 策定の経過

開催日	会議名等	内容等
令和6年 5月22日	佐久市スポーツ推進審議会	素案の説明
令和6年 5月29日	教育委員会協議会	素案の審議
令和6年 6月 6日	企画調整幹事会	素案の審議
令和6年 6月13日	企画調整委員会	素案の審議
令和6年 6月24日	全員協議会	素案の審議
令和6年 6月26日 ～7月25日	市民意見募集 (パブリックコメント)	素案に対する意見募集 (3名、12件の意見)
令和6年 6月27日	佐久市スポーツ推進委員会	素案の説明
令和6年 8月26日	教育委員会協議会	方針案の審議
令和6年 9月25日	教育委員会定例会	方針案の審議、策定